

議第29号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月5日提出

提出者 檀原市議会議員 榎本利明

賛成者 檀原市議会議員 福田倫也

〃 〃 森下みや子

〃 〃 井ノ上剛

〃 〃 谷井幸

〃 〃 うすい卓也

〃 〃 高橋圭一

〃 〃 松尾高英

〃 〃 細川佳秀

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間における議員報酬に関する特例措置）

第5条 令和3年4月1日から令和3年6月30日までの間、議員報酬の月額は、第2条各号に規定する額から、それぞれ当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項に規定する期末手当基礎額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による議員報酬の額の減額措置を講ずるための  
改正を行うもの